

6 参考資料

平成21年度・介護サービス情報の公表制度の見直しについて

(情報公表制度における事業者の事務負担、経済的負担の軽減策)

1 平成21年度実施予定の見直し

○ 以下の見直しにより、引き続き、情報公表制度における事業者の事務負担、経済的負担の軽減等を図る。

(1) 訪問調査体制の効率化

→ 調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は調査員1名以上とし、弾力的に対応するものとする。

(2) 調査方法の簡素化

→ マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降は、特段の事情が無い限り、あらためて現物の確認までは行わないものとする。

(3) 同一所在地で複数サービスを提供している事業所の手数料軽減

→ 同一所在地で複数の事業所を運営する事業者について、同日に調査を実施する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定する等の創意工夫した手数料設定方法の普及

(4) 公表システムの見直し〔21'実施分〕 ※詳細検討中

2 手数料ガイドラインの改正予定について

○ 平成21年度実施予定の制度見直しに伴い、手数料ガイドライン(「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について〔課長通知(平成18.3.31老振発033102)〕)等の所要の改正を行う予定。

【手数料ガイドラインの改正部分(案)】

《事項》	《現行》	《改正後(案)》
・ 調査実施体制	2名	→ 2名記述を削除する。
・ 調査に必要な時間数、日数等	—	→ 調査方法の簡素化に伴う事務負担軽減の留意に関して追加記載する。
・ 同一所在地で複数の事業所を同日調査する場合の留意点	—	→ 旅費の重複分を勘案し低く設定する等の手数料設定に関して追加記載する。

介護サービス情報の公表制度施行状況等 アンケート調査結果(平成20年7月1日現在)

1 指定情報公表センターの指定状況

	指定情報公表センター数	法人格の割合	公正・中立性確保のための委員会設置等を行っている指定情報公表センター数		
			数	割合	
都道府県直営	5	11%	0	0%	
社会福祉法人	社会福祉協議会	29	62%	20	69%
	その他の社会福祉法人	0	0%	0	0%
財団法人	4	9%	0	0%	
社団法人	2	4%	2	100%	
特定非営利活動法人	1	2%	1	100%	
公法人(国保連)	6	13%	0	0%	
合計	47	100%	23	49%	

都道府県が指定情報公表センターとして指定する法人については、都道府県社会福祉協議会が過半数の29か所(62%)となっている。

次いで国保連合会が6か所(13%)、都道府県直営が5か所(11%)となっている。

都道府県社会福祉協議会のうち20か所(69%)、社団法人2か所(100%)、NPO法人1か所(100%)に、事務の公正・中立性を確保するための委員会等を設置している。

2 指定調査機関の指定状況

	指定調査機関数	法人格の割合	
			都道府県直営
社会福祉法人	社会福祉協議会	36	13%
	その他の社会福祉法人	5	2%
財団法人	12	4%	
社団法人	23	8%	
特定非営利活動法人	102	37%	
国保連	2	1%	
有限会社	37	13%	
株式会社	55	20%	
その他	5	2%	
合計	277	100%	

都道府県が指定調査機関として指定する法人については、NPO法人が102か所(37%)と1番多く、次いで株式会社が55か所(20%)、有限会社が37か所(13%)、都道府県社会福祉協議会が36か所(13%)と続いている。

3 調査員の確保状況

調査員数	9,070人
------	--------

4 対象事業所数 (概数)

サービス名	平成20年度 対象事業所数
訪問介護	23,665
訪問入浴介護	2,117
訪問看護	6,535
訪問リハビリテーション	1,971
通所介護	21,347
認知症対応型通所介護	2,811
通所リハビリテーション	6,430
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	2,023
特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	294
福祉用具貸与	6,004
特定福祉用具販売	5,721
居宅介護支援	27,775
介護老人福祉施設	5,955
短期入所生活介護	6,856
介護老人保健施設	3,491
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	3,270
介護療養型医療施設	2,019
短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	1,569
小計	129,853

サービス名	平成20年度 対象事業所数
介護予防訪問介護	22,680
介護予防訪問入浴介護	1,755
介護予防訪問看護	6,161
介護予防訪問リハビリテーション	1,859
介護予防通所介護	20,189
介護予防認知症対応型通所介護	2,546
介護予防通所リハビリテーション	6,124
介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	1,939
地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	52
介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	269
地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	12
介護予防福祉用具貸与	5,762
特定介護予防福祉用具販売	5,614
介護予防短期入所生活介護	6,293
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	124
介護予防短期入所生活介護(介護老人保健施設)	3,097
介護予防短期入所生活介護(介護療養型医療施設)	1,388
小計	85,864
合計	215,717

本制度の対象事業所数の総数は、215,717か所であり、居宅介護支援が27,775か所と1番多く、訪問介護が23,665か所、介護予防訪問介護が22,680か所と続いている。

5 報告・調査・情報公表計画の内容

計画の基準日	都道府県数	割合
平成20年1月1日	26	57%
平成20年2月1日	1	2%
平成20年3月1日	1	2%
平成20年4月1日	18	39%
平成20年5月9日	1	2%
合計	46	100%

報告計画(都道府県数)		調査計画(都道府県数)		情報公表計画(都道府県数)	
開始	終了	開始	終了	開始	終了
20年4月	16	20年4月	11	20年4月	12
5月	7	5月	3	5月	2
6月	8	6月	5	6月	3
7月	12	7月	12	7月	3
8月	3	8月	9	8月	11
9月		9月	6	9月	9
10月		10月	1	10月	6
11月		11月		11月	1
12月	2	12月		12月	
21年1月	8	21年1月	1	21年1月	
2月	5	2月	9	2月	
3月	27	3月	33	3月	32
4月	3	4月	1	4月	9
5月		5月	3	5月	2
6月	2	6月		6月	4

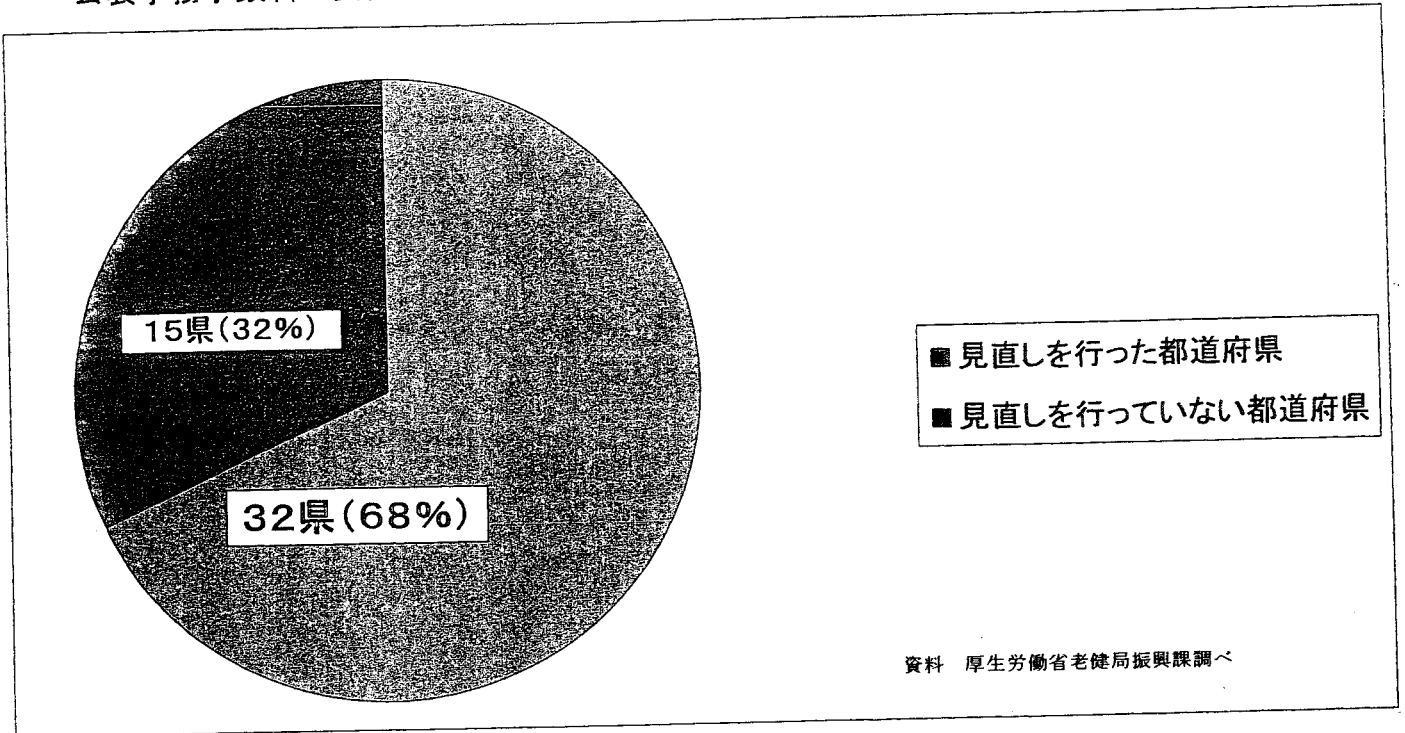
都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の開始月は4月が16か所と1番多く、7月が12か所、6月が8か所と続いている。終了月は3月が27か所と1番多く、1月が8か所、2月が5か所と続いている。

都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画の開始月は7月が12か所、4月が11か所と続いている。終了月は3月が33か所と1番多く、2月が9か所と続いている。

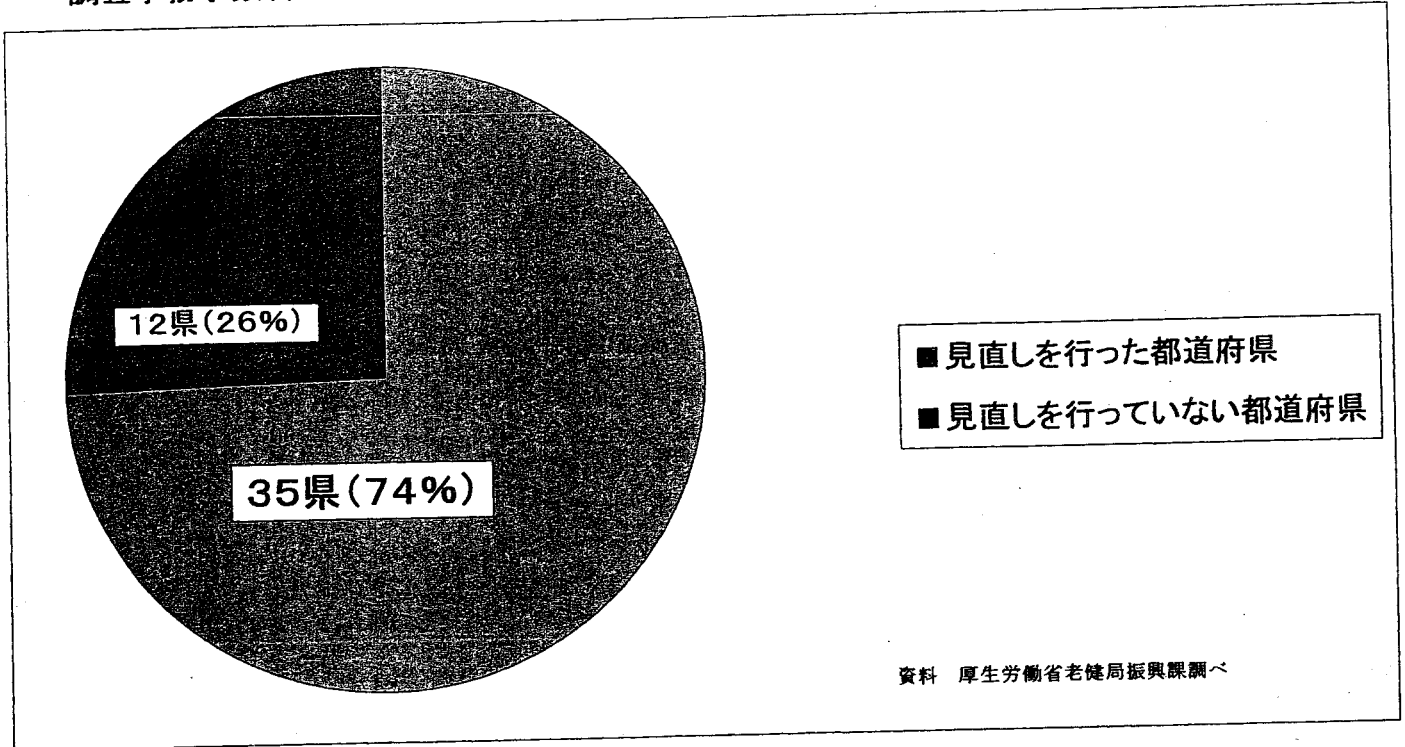
都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画の開始月は4月が12か所と1番多く、8月が11か所、9月が9か所と続いている。終了月は3月が32か所と1番多く、翌年度4月が9か所と続いている。

1 手数料の見直し状況 (平成20年7月16日現在)

公表事務手数料の見直し状況



調査事務手数料の見直し状況



2 手数料の設定状況

	平成19年度	平成20年度以降(予定)
全サービス共通に調査事務手数料を設定している都道府県数	35	22
居宅系・施設系の2区分で調査事務手数料を設定している都道府県数		8
サービスグループ別に調査事務手数料を設定している都道府県数		17
サービス別に調査事務手数料を設定している都道府県数	12	0

3 平成20年度における情報公表手数料設定の状況

平成20年7月16日現在
(円)

都道府県名	公表事務手数料		調査事務手数料		合計手数料額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
全国平均	12,800	10,674	41,234	33,685	54,034	44,359
北海道	14,100	10,200	41,533	35,300	55,633	45,500
青森県	15,000	12,000	44,000	33,000	59,000	45,000
岩手県	13,800	12,000	45,200	37,300	59,000	49,300
宮城県	12,000	10,000	38,000	32,344	50,000	42,344
秋田県	13,900	10,000	44,433	32,192	58,333	42,192
山形県	12,000	10,000	37,000	30,188	49,000	40,188
福島県	12,000	11,000	38,000	32,333	50,000	43,333
茨城県	10,000	10,000	40,000	33,600	50,000	43,600
栃木県	12,500	12,500	37,500	37,500	50,000	50,000
群馬県	11,000	9,000	36,000	32,438	47,000	41,438
埼玉県	11,500	8,900	40,917	29,588	52,417	38,488
千葉県	9,300	8,800	40,000	27,833	49,300	36,633
東京都	11,400	10,400	45,350	30,300	56,750	40,700
神奈川県	9,700	8,000	42,858	32,038	52,558	40,038
新潟県	10,500	10,500	37,400	33,472	47,900	43,972
富山県	14,000	11,000	36,000	28,656	50,000	39,656
石川県	14,000	11,000	36,000	29,625	50,000	40,625
福井県	13,000	11,000	36,000	28,281	49,000	39,281
山梨県	15,000	13,000	42,000	31,000	57,000	44,000
長野県	14,000	12,000	36,300	31,163	50,300	43,163
岐阜県	11,000	8,000	36,000	30,000	47,000	38,000
静岡県	10,000	8,000	43,000	32,188	53,000	40,188
愛知県	10,000	8,200	45,500	31,500	55,500	39,700
三重県	15,500	10,900	30,100	26,700	45,600	37,600
滋賀県	12,000	11,000	38,167	31,292	50,167	42,292
京都府	11,000	11,000	36,000	36,000	47,000	47,000
大阪府	15,000	8,000	46,600	35,000	61,600	43,000
兵庫県	10,000	10,000	39,000	39,000	49,000	49,000
奈良県	12,000	11,000	40,000	31,500	52,000	42,500
和歌山県	12,000	9,500	40,000	29,109	52,000	38,609
鳥取県	9,500	9,500	45,000	36,388	54,500	45,888
島根県	15,000	15,000	45,000	45,000	60,000	60,000
岡山県	17,000	14,000	40,000	40,000	57,000	54,000
広島県	15,000	15,000	36,800	36,800	51,800	51,800
山口県	14,000	12,000	46,000	40,000	60,000	52,000
徳島県	11,000	11,000	46,000	36,000	57,000	47,000
香川県	10,800	10,800	33,200	33,200	44,000	44,000
愛媛県	15,800	11,000	46,000	41,000	61,800	52,000
高知県	14,500	14,500	37,000	37,000	51,500	51,500
福岡県	12,000	9,000	48,000	31,000	60,000	40,000
佐賀県	15,000	9,000	46,000	27,875	61,000	36,875
長崎県	12,500	10,000	47,500	36,000	60,000	46,000
熊本県	14,000	10,000	45,000	35,000	59,000	45,000
大分県	14,000	10,000	45,000	35,000	59,000	45,000
宮崎県	15,000	10,000	45,833	34,833	60,833	44,833
鹿児島県	14,500	12,000	51,825	37,647	66,325	49,647
沖縄県	14,800	12,000	45,000	40,000	59,800	52,000

※ サービス別に手数料を設定している場合は、その単純平均額を表記している。

※ 高知県については平成21年度に変更予定。(現時点では詳細不明) 22

7 手数料の改正

手数料を見直し、居宅系サービスと施設系サービスに区分したほか、併設事業所に対する減額を組み込んだ手数料体系となります。

- (1) サービスの種別については、「居宅系」と「施設系」の2種類に区分して設定します。
- (2) 所在地を同じくし、又は所在地が隣接する事業所(注1)を2以上有する介護サービス事業者について、2件以上の事業所の調査を実施する場合の調査手数料は、1組の調査員が1日に調査可能な件数の範囲内において、2件目からは3,000円を減じる(注2)ものとしします。

(3) 改正手数料額

※別表A～Mの調査票グループごとに1件となります。

ア 調査手数料

サービス	H19 手数料	改定後手数料(H20.4.1～)	
		単独事業所 (1件目)	併設事業所 (2件目から)
居宅系サービス (別表における○のサービス)	36,300円	31,700円 (△4,600円)	28,700円 (△7,600円)
施設系サービス (別表における●のサービス)	36,300円	35,400円 (△900円)	32,400円 (△3,900円)

イ 公表手数料 (H19 14,000円)

12,000円 (△2,000円)

※新規指定事業所(平成20年4月1日以降指定のもの)の平成20年度の手数料は、この公表手数料のみとなります。

ウ 手数料合計額

サービス	H19 手数料	改定後手数料(H20.4.1～)	
		単独事業所 (1件目)	併設事業所 (2件目から)
居宅系サービス (別表における○のサービス)	50,300円	43,700円 (△6,600円)	40,700円 (△9,600円)
施設系サービス (別表における●のサービス)	50,300円	47,400円 (△2,900円)	44,400円 (△5,900円)

<具体例>

- ・介護老人福祉施設に訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、居宅介護支援の各事業所を併設しており、全て調査対象事業所である場合

<調査1日目>

介護老人福祉施設	1件目(施設系)	35,400円 + 12,000円
訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所	2件目(居宅系)	28,700円 + 12,000円
通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所	3件目(居宅系)	28,700円 + 12,000円
小計		92,800円 + 36,000円

<調査2日目>

通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所	1件目(居宅系)	31,700円 + 12,000円
居宅介護支援事業所	2件目(居宅系)	28,700円 + 12,000円
小計		60,400円 + 24,000円
合計	(総額)	213,200円

別表

調査票グループ及び居宅系・施設系サービス区分一覧表

○: 居宅系サービス
●: 施設系サービス

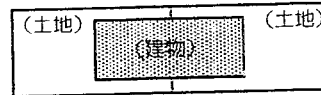
調査票グループ	19年度	20年度	区分
A	1 訪問介護	訪問介護	○
	2	介護予防訪問介護	
B	3 訪問入浴介護	訪問入浴介護	○
	4	介護予防訪問入浴介護	
C	5 訪問看護	訪問看護	○
	6	介護予防訪問看護	
D	7 訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	○
	8	介護予防訪問リハビリテーション	
E	9 福祉用具貸与	福祉用具貸与	○
	10	特定福祉用具販売	
	11	介護予防福祉用具貸与	
	12	特定介護予防福祉用具販売	
F	13 通所介護	通所介護	○
	14	認知症対応型通所介護	
	15	介護予防通所介護	
	16	介護予防認知症対応型通所介護	
G	17 通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	○
	18	介護予防通所リハビリテーション	
H	19 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	●
	20	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
	21	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
I	22 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	●
	23	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
	24	介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
J	25 介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	●
	26	短期入所生活介護	
	27	介護予防短期入所生活介護	
	28	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
K	29 介護老人保健施設	介護老人保健施設	●
	30	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
	31	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
L	32 介護療養型医療施設	介護療養型医療施設	●
	33	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	
	34	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	
M	35 居宅介護支援	居宅介護支援	○

(21年度追加予定)

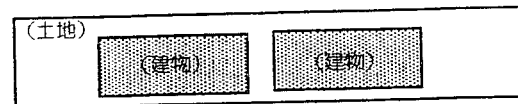
- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
- 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防支援

(注1) 「所在地を同じくし、又は所在地が隣接する事業所」とは、同一法人（個人）が、複数事業所を運営する場合において、それぞれの事業所が、次の a～c のケースのような場合が考えられます。

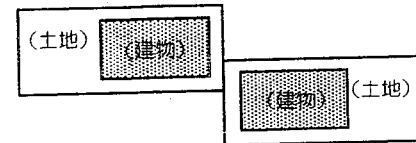
a 同一建物にある場合
(敷地の地番が別れている場合を含む。)



b 同一敷地内にある建物にある場合



c 隣接されている土地に建物が分かれており、それぞれに事業所があるが、一体的に管理業務を行っても支障がないと指定基準上認められる程度の範囲内にある場合



なお、運営する法人（個人）が異なる場合は対象外となります。

(注2) 旅費相当分を手数料から除くという趣旨であるので、2人1組の調査員が1日に調査を実施できる範囲の調査件数(=1件目も含めて原則3件まで)に限定します。具体的には、1日に調査件数が4件以上になる場合は、担当調査機関及び県が可能と判断した場合のみ認めるものとします。

また、3件であっても、そのうち1件の調査が事業所の都合で別の日となった場合等は、その1件は単独事業所（1件目）の手数料額となります。

情報公表センタートップ画面アクセス数(平成20年7月分)

	平成20年7月 (A)	公表対象 事業所数 (B)	公表対象事業所数当たり のアクセス数(7月分) (A/B)
北海道	6,489	4,371	1.48
青森県	2,240	2,083	1.08
岩手県	1,622	1,274	1.27
宮城県	5,427	1,793	3.03
秋田県	2,019	1,098	1.84
山形県	2,323	1,125	2.06
福島県	3,180	1,927	1.65
茨城県	3,732	2,170	1.72
栃木県	2,692	1,581	1.70
群馬県	3,486	1,838	1.90
埼玉県	5,463	4,215	1.30
千葉県	13,675	5,233	2.61
東京都	27,779	9,114	3.05
神奈川県	36,654	5,400	6.79
新潟県	2,691	2,064	1.30
富山県	1,914	968	1.98
石川県	1,393	971	1.43
福井県	1,643	785	2.09
山梨県	3,014	833	3.62
長野県	2,386	2,149	1.11
岐阜県	2,083	1,680	1.24
静岡県	4,075	2,995	1.36
愛知県	6,707	4,415	1.52
三重県	1,997	1,788	1.12
滋賀県	1,392	1,143	1.22
京都府	2,818	2,012	1.40
大阪府	52,819	8,464	6.24
兵庫県	6,437	4,778	1.35
奈良県	2,410	1,415	1.70
和歌山県	2,705	1,424	1.90
鳥取県	2,777	717	3.87
島根県	1,573	950	1.66
岡山県	3,083	2,160	1.43
広島県	5,205	2,908	1.79
山口県	2,886	3,138	0.92
徳島県	2,520	1,219	2.07
香川県	1,912	1,094	1.75
愛媛県	2,711	1,665	1.63
高知県	1,073	828	1.30
福岡県	5,760	4,953	1.16
佐賀県	1,463	886	1.65
長崎県	4,608	1,702	2.71
熊本県	2,018	2,158	0.94
大分県	2,842	1,422	2.00
宮崎県	1,631	2,075	0.79
鹿児島県	2,284	2,032	1.12
沖縄県	3,162	1,158	2.73
計	260,773	112,171	2.32

※公表対象事業所数は19年7月調査結果による。

介護サービス情報の公表制度支援事業

平成21年度概算要求額

133,716千円

創設年度	平成18年度
補助根拠	予算補助
補助率 (負担割合)	都道府県分 国1/2、都道府県1/2

1 目的

介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する介護サービス情報の公表制度について、各都道府県における円滑な実施を支援するとともに、全国の見地から、将来に渡り、安定的かつ継続的に制度運営を支援する。

2 事業内容

(1) 介護サービス情報の公表制度支援事業

下記に係る事業のうち、各都道府県における制度の円滑な導入に資する費用の一部を補助する。

- ① 普及・啓発等
- ② 都道府県共通介護サービス情報公表システム（システム改修分）の導入
- ③ 介護サービス情報の公表に係る調査及び公表

3 実施主体 都道府県

【参考】今後のスケジュールについて（予定）

	事 項	内容、スケジュール等
厚生労働省	厚生労働省令改正 (サービスの追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目(案)の骨格については平成20年中に固めることを目途とする。 ・ 平成21年3月公布
	その他の技術的助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正施行通知（平成21年3月発出）
	制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜実施

	事 項	内容、スケジュール等
都道府県	調査員（指導者）養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加サービスの調査員指導者の養成（平成21年3月～） ・ 追加サービスの調査員養成研修（平成21年3月～） ・ 調査員の登録（平成21年4月）
	公表システム整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加サービス分のシステム導入（平成21年4月～）
	制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時実施

		事 項	内容、スケジュール等
介護サービス情報公表支援センター	項目作成等 20' 作成の各サービス		・ 検討部会等の開催（平成20年10月～平成21年2月） 20' 作成の各サービス（平成20年10月～11月）
	公表システム	都道府県分	・ 追加サービス分の開発 （平成20年11月～平成21年3月末）
		中央分	・ 開発・導入の実施（平成20年11月～平成21年3月末）
	調査員養成研修教材		・ 教材作成（平成20年12月～平成21年3月）
	調査員指導者養成		・ 養成研修の開催（平成21年3月）
	制度の普及・啓発支援 （利用者・事業者団体等）		・ 適時実施